

平成21年第2回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成21年11月24日)

平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成21年11月24日(火)

○告示年月日 平成21年11月17日(火)

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成21年11月24日(火) 午後2時00分

○閉 会 平成21年11月24日(火) 午後3時10分

○出席議員(13名)

1番 炭 本 範 子	2番 山 本 喜 章
3番 木 村 浩 三	4番 阪 本 明 治
5番 上 好 忠 次	6番 山 口 勝 己(遅刻)
7番 佐々木 雅 彦	9番 青 山 まり子
10番 石 田 春 子	11番 岩 崎 宗 雄
12番 杉 浦 正 省	13番 中 野 重 高
14番 北 猛	

○欠席議員(1名)

8番 宮 崎 睦 子

○会議録署名議員

5番 上 好 忠 次 7番 佐々木 雅 彦

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長) 木 村 要 理事(木津川市長) 河 井 規 子
理事(笠置町長) 松 本 勇 理事(和束町長) 堀 忠 雄
理事(南山城村長) 手 仲 圓 容
会計管理者(精華町会計管理者) 安 岡 誠

○事務局職員出席者

事務局長 林 幸 造 主幹 福 田 全 克
主査 國 子 慶 順

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 認定第 1 号 平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定
の件
- 第 5 認定第 2 号 平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳
入歳出決算認定の件
- 第 6 議案第12号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正
する条例の件
- 第 7 同意第 1 号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件

平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成21年11月24日(火)

相楽会館 会議室

(午後2時00分 開会)

○議長 皆さん、こんにちは。

これより、平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

平成21年第2回 相楽郡広域事務組合議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

11月も半ばを過ぎ、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなってきました。議員の皆様方には、12月議会を控え、公私きわめてご多用のところ、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。

また、この1年、議会運営にご理解、ご協力をいただき、高席からでございますが、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日提案されています議案は、平成20年度一般会計及び特別会計決算認定の他2件でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日の会議に欠席の通告議員は、8番宮崎睦子議員であります。

山口勝己議員から、ただ今交通渋滞により少し遅れるとの連絡がありました。

よって、ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。

ただ今から、本日の会議を開きます。

代表理事からあいさつを受けます。

木村代表理事

○代表理事 議員の皆さん、こんにちは。

議員の皆さん、こんにちは。開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきまして、議員の皆さま方におかれましては、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、当組合の運営に何かと御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、各市町村においては、平成22年度予算編成に向けての取り組みがなされているところであります。

国においては、概算要求が過去最大の約95兆円となり、現在、行政刷新会議により事業仕分けが行われており、当面の課題として、提出された要求について、その必

要性について徹底した精査を行うなど、歳出の見直しに取り組んでおられます。

また、今年度税収は40兆円を下回る見通しとなっております。

今後の動向によりましては、地方自治体の行財政運営に大きな混乱が生じることが危惧されますことから、各市町村においては、引き続き、情報収集と内容把握に努め予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、相楽圏域が抱えます広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題でございます。

今後も引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。議員の皆さま方におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここで、10月20日開会の臨時会以降の本組合の主な取り組みについて、ご報告申し上げます。

初めに、平成22年3月1日開設予定の相楽消費生活センターについてご報告申し上げます。現在、相楽会館講習室の改修を行うための設計業務委託業者の選定として、去る11月17日に入札を行い、設計業者を決定、委託契約を締結し、設計を進めているところであります。12月14日までに設計を終え、年内には改修工事にかかる工事業者の選定のための入札を実施する予定であります。併せて、消費生活相談員の募集につきましては、12月から募集を始め、1月中には採用者を決定することにしております。

次に、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、基金7億円の運用益を活用しての相楽ふるさと塾、相楽の文化を創るつどい、観光パンフレットの作成、1月31日に日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所 多目的ホールで開催を予定しております、「地域資源を活かしたまちづくり」をテーマとしましたシンポジウムの開催に向けて取り組んでいるところであります。

さて、今定例議会にご提案申し上げます議案は、平成20年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定、など4件であります。

十分ご審議いただき、原案のとおり可決・同意賜りますようお願い申し上げます。

簡単ですが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長 ありがとうございました。

議事日程のご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。会議規則第112条の規定により、議長において指名します。

5番上好忠次議員、7番佐々木雅彦議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る１１月１３日開催の議会運営委員会において、本日１日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議のなし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日間に決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

事務局から行政報告を行います。どうぞ。

○事務局長 簡単に行政報告を行います。お手元に、相楽消費生活センター設置等に伴う規則の制定及び関係条例等の一部改正についてという１４ページの資料を配布しております。ただ今、代表理事のほうから報告がございましたように、去る１０月２０日の臨時議会でセンターに係る条例を可決をしていただいたところでございます。それに伴います規則又は要綱等の改正についてご報告を申し上げるものでございます。相楽郡広域事務組合事務決裁規程でございます。これについては、事務分掌の中に３５号に相楽消費生活センター設置及び管理運営に関することという条項を追加をしたものでございます。施行は、平成２２年３月１日でございます。相楽郡広域事務組合嘱託職員取扱規則、これにつきましては、１０月２０日の補正予算でご説明申し上げました相談員の基本報酬額、第７条関係に相談員の分として１９万１千円を追加するものでございます。同じく平成２２年３月１日施行でございます。相楽郡広域事務組合分担金規則、これにつきましては、第２条第１号として統合した、条例の改正によりまして、統合して省略したもの繰り上げたもの施行につきましては、平成２２年３月１日、福祉センター相楽会館の設置及び管理に関する規則、講習室をセンターにするために、使用をしない第２条を改正したものでございます。これにつきましては、平成２１年１１月２日施行ということでございます。センター規則資料などでご説明申し上げましたけれども、詳細を決めたものでございます。名称あるいは目的、開設日、時間、相談員の任用、退職等ものでございます。来年３月からの施行。最後になりましたが、相楽郡広域事務組合し尿処理助成金交付要綱を廃止する要綱、これにつきましては、平成１２年３月に和束清掃という清掃業者が廃業したわけでございますが、そのときに１台あたり１、７５０万円を補償として支出したわけでありましたが、その根拠となる要綱があったわけがあります。業者関係市町村の協議によりまして、平成１７年４月から京都南部環境事業協同組合に大谷処理場を代替業務として委託をするということになりましたので、関係上、平成１７年３月の理事会で正式に決定をしていたが、去る９月の理事会で再確認をして要綱を廃止した。以上でございます。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、認定第１号、平成２０年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定

の件及び認定第２号、平成２０年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事

○代表理事 それでは、認定第１号、平成２０年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件及び認定第２号、平成２０年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して提案をさせていただきます。

認定第１号、平成２０年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

平成２０年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第２３条第３項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めます。

平成２１年１１月２４日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

平成２０年度一般会計決算の結果は、歳入総額は、６億５千８９１万１,９８２円となり、そのなかで主な財源としては、構成市町村の分担金及び負担金で、４億９千４２９万円であり、総額の７５パーセントを占めております。また、使用料及び手数料で、１億５千１１６万４千２９６円であり、２２．９パーセントを占めております。

一方、歳出総額は、６億４千７５４万８千８３６円となり、なかでも衛生費で、３億５千６２６万２０７円、５５パーセント、公債費で、２億５千７００万７千７５２円、３９．７パーセントを占め、衛生費と公債費とあわせて歳出総額の９４．７パーセントを占めており、歳出予算額に対する執行率は、９８．１パーセントになります。

従いまして、歳入歳出差引額は、１千１３６万３千１４６円となり、同額が実質収支額となっております。

続いて、認定第２号の提案説明を申し上げます。

認定第２号、平成２０年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成２０年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第２３条第３項の規定により、議会の認定を求めます。

平成２１年１１月２４日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

平成２０年度の特別会計決算結果は、歳入総額で１千１３３万４千３３３円となり、そのなかで主な財源としては、財産収入の８７９万９千２１２円で、７７．６パーセント、繰越金２４８万１千３８５円で、２１．９パーセントを占めております。また一方、

歳出の総額は、627万6千450円となり、歳出予算額に対する執行率は、55.4パーセントになります。

従いまして、歳入歳出差引額は、505万7千883円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、平成20年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして提案説明いたします。

なお、詳細については、会計管理者から説明をさせますのでよろしくご審議の上、原案のとおり認定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

会計管理者

○会計管理者 会計管理者の安岡でございます。

それでは、認定第1号、平成20年度 相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

「平成20年度 一般会計歳入歳出決算書」をご覧ください。また、決算の各数値のうち、重要な項目につきましては、別冊の「平成20年度 決算の概要説明」に詳しい内容が記載されておりますので、必要に応じまして、こちらの資料もご覧ください。

平成20年度 一般会計決算の内訳でございますが、決算書をめくっていただきまして、1ページでございますが、歳入の科目別内訳を、また、右側の2ページには、歳出の科目別内訳を表示しております。

この結果、一般会計決算の総額につきましては、決算書の3ページに総括しておりますので、3ページをお開きください。

平成20年度一般会計決算、歳入合計が、6億5千891万1千982円、に対しまして、歳出合計が、6億4千754万8千836円、でございまして、歳入歳出差引残額は、1千136万3千146円、となったものでございます。

ここで、別冊の決算の概要説明に移っていただきまして、1ページ中ほどをご覧ください。

なお書きの段落でございますが、一般会計の実質収支額は、先ほど申し上げましたとおり、1千136万3千146円でございますが、このうちには、過年度からのし尿くみ取り手数料の収入と、し尿くみ取り委託料の支出との差額の残高が、957万852円含まれておりますので、純粋な本来の実質収支額は、これを差し引きまして、179万2千294円となるものでございます。

以上が、一般会計決算総額の概要でございまして、これらの事項別明細が、決算書の4ページ以降に表示しておりますので、これより順に説明申し上げます。

5ページ、6ページをお開きください。

まず、歳入の第1款 分担金及び負担金でございますが、市町村分担金といたしまして、分担金条例に基づき、6ページ右端の備考欄に記載の業務内訳により、総額4億9千429万円を、各市町村より負担いただきました。

具体的な市町村別の負担内訳などにつきましては、概要説明資料の13ページに記載しておりますので、資料の13ページをお開きください。

ご承知のとおり、平成19年度末に分担金条例を改正いたしましたことから、業務ごとの分担総額に変動が生じていますほか、大きくは、処理場更新公債費のうち地方交付税算入分を、平成19年度までは旧の加茂町、現在の木津川市で一括算入しておりましたことから、平成19年度は公債費分としまして、木津川市だけの負担となっていましたものを、平成20年度からは、分担割合に基づきまして、各市町村の地方交付税に算入し、負担することとなりましたため、この分が各市町村に割振られております。このため、分担金合計では、総額674万4千円、1.4%の増加もございますが、木津川市が減少し、他の町村が増加しております。

なお、先に申し上げました分担金条例の改正につきましては、平成20年度から平成24年度までの、5ヵ年度での経過措置を設けておりまして、平成20年度は、改正前と改正後との増減の2割を加算算入したものでございます。

それでは次に、決算書5ページに戻っていただきまして、第2款 使用料及び手数料でございますが、まず、使用料につきましては、相楽会館使用料といたしまして、51万1千640円の決算額でございます。

次に、手数料につきましては、し尿くみ取り手数料などとしまして、1億5千065万2千656円の決算額でございます。

これらの内訳につきましても、概要説明資料に記載しておりますので、資料14ページをお開きください。

まず、資料14ページの相楽会館使用料につきましては、3段目の右隅にございまして、前年度との比較で、21万7千310円、29.8%の減少でございますが、最下段に記載のとおり、木津高校の夏期進学補習での利用が減少したことによるものでございます。

次に、15ページからのし尿くみ取り手数料などにつきましては、資料をめくっていただきまして、18・19ページに搬入量を記載しておりますとおり、下水道の普及などによりまして、全体搬入量が減少しましたことから、手数料収入決算額も、前年度比較で、479万5千209円、3.1%の減少でございます。

決算書5ページに戻っていただきまして、第3款 繰越金でございますが、平成19年度決算剰余金の繰越金としまして、1千310万6千235円の決算額でございます。

なお、備考欄に記載のとおり、このうちには、平成19年度までに販売したし尿くみ

取り手数料の収入のうち、平成19年度までに使用されなかった差額の余剰分としまして、850万0058円がございます。

次に、第4款 諸収入につきましては、7・8ページに移っていただきまして、預金利子、並びに雑入でございます。

この結果、最下段の歳入合計のとおり、予算現額6億6千33万円に対しまして、調定額及び収入済額ともに、6億5千891万1千982円でございまして、前年度に比べ、154万9千801円、0.2%の増でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明申し上げますので、9ページをお開きください。

まず、第1款 議会費でございますが、支出済額は40万6千190円で、本会議をはじめ、委員会開会などの議会活動費でございます。

なお、さらに別冊の資料で、「平成20年度 相楽郡広域事務組合 会議開催結果」がございまして、そちらに詳しい開催結果が記載されておりますので、後ほどご覧ください。

次に、第2款 総務費に移りまして、理事会費でございますが、支出済額は27万3千760円で、理事会7回開会の経費でございます。

次の一般管理費でございますが、支出済額は3千156万3千721円で、事務局としての職員給与費、をはじめとしました共通事務運営経費のほか、広域圏業務の経費も含まれております。

なお、節の報酬で、情報公開等審査会にかかります委員報酬、7万2千円を予算計上しておりましたが、開示請求がなく、審査会は開催しておりませんので、その分が不用額となっております。

次に、11・12ページに移っていただきまして、相楽会館費でございますが、支出済額は198万3千886円で、会館の電気・水道代などの維持管理経費でございますが、歳入で申し上げましたとおり、会館の利用が減りましたことから、光熱水費などでの不用額が若干発生しております。

なお、この科目は、平成20年度から先の一般管理費から分離させたものでございします。

続きまして、公平委員会費、並びに、その次の監査委員費につきましては、それぞれの委員活動費でございします。

次に、13・14ページに移っていただきまして、第3款 衛生費でございますが、支出済額は3億5千626万2百7円で、大谷処理場の運営経費を中心とします、し尿処理業務の経費でございまして、歳出総額の55%を占め、会計上、本組合一番の主体業務となっております。

このうち、主なものとしたしましては、し尿処理費の節 委託料でございまして、各家庭からのし尿収集運搬業務委託料で、1億2千813万7千812円、大谷処理場の運転維持管理業務を、京都南部環境事業協同組合に委託しております経費としまして、2億1千651万8千400円、などでございます。

なお、これらの経費の主要因となります、し尿のくみ取りや搬入処理の状況につきましては、先ほどご覧いただきました概要説明資料の、15ページから19ページに記載しております内容が、諸源となるものでございます。

特に、平成20年10月1日からの料金改正によりまして、10リットルあたり100円から110円となりましたが、収集業者に対します委託料の額は、前年度に比べ824万6千720円、6%の減、収集量では1千417キロリットル、バキューム車で約787台分、1日当たり3台から4台の減となっておりますことから、決算額でもかなりの不用額が発生したものでございます。

また、大谷処理場の運転維持管理委託につきましては、同じく、概要説明資料の20ページに、委託料の内訳と平成19年度との比較を行っておりまして、やはり、年数の経過に伴います、マル7の経年維持点検補修費で増加しておりますが、これには、污泥焼却炉の改修などが発生したものでございます。

これがために、決算書14ページに戻っていただきまして、先ほどの委託料の最後に、修繕工事見積書精査業務といたしまして、大谷処理場の運転維持管理委託業者から、平成21年度分として見積もられた修繕工事の内容を、別の専門業者に精査を委託しますことで、より適正な運転維持管理業務の発注を行おうとしているものでございます。

次に、第4款 公債費でございますが、支出済額は2億5千700万7千752円で、前年度と同額でございます。

なお、概要説明資料の21ページに、償還年次表を記載しておりますが、これらは、平成9年度から12年度にかけての、大谷処理場の更新工事に係る財政融資資金の元利償還と、平成14年度に実施しました、水源地改修工事に係る郵便貯金資金の元利償還でございまして、平成27年度の償還完了まで、あと7年間、構成市町村の分担金をもって償還していくこととなっております。

次に、第5款 予備費でございますが、支出はございませんでしたが、歳入の繰越金で申し上げましたとおり、し尿くみ取り手数料の収入の余剰分にかかります、委託料に不足が発生した場合の対応分としまして、歳入と同額の850万円の計上がございました。

この結果、最下段の歳出合計のとおり、予算現額6億6千033万円に対しまして、支出済額は6億4千754万8千836円で、98.1%の執行率、不用額は1千278万1千164円でございます。

以上が、平成20年度 一般会計決算の補足説明でございます。

続きまして、認定第2号 平成20年度 相楽地区ふるさと市町村圏 振興事業特別会計歳入歳出決算認定 につきまして、補足説明を申し上げます。

「平成20年度 特別会計歳入歳出決算書」、をご覧ください。

平成20年度 特別会計決算の内訳でございますが、決算書をめくっていただきまして、1ページでございますが、歳入の科目別内訳を、また、右側の2ページには、歳出の科目別内訳を表示しております。

この結果、一般会計決算の総額につきましては、決算書の3ページに総括しておりますので、3ページをお開きください。

平成20年度特別会計決算、歳入合計が、1千133万4千333円、に対しまして、歳出合計が、627万6千450円、でございまして、歳入歳出差引残額は、505万7千883円、となったものでございます。

以上が、特別会計決算総額の概要でございまして、これらの事項別明細が、決算書の4ページ以降に表示しておりますので、これより順に説明申し上げます。5ページ、6ページをお開きください。

まず、歳入の第1款 財産収入でございますが、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用益といたしまして、6ページ右端の備考欄に記載のとおり、元本7億円分が、南都銀行加茂支店での、5年大口定期、年利率1.25%の運用で、874万9千999円、でございます。

また、これまでの収支余剰分の積み増し分1千403万4千円が、京都銀行木津支店での、1年スーパー定期、年利率0.35%の運用で、4万9千213円、でございます。

以上の2件で、財産収入合計が879万9千212円となりまして、基本的にはこの基金運用益でもちまして、特別会計の各種事業を推進してまいるのでございます。

その他に、前年度からの繰越金や、預金利子、諸雑入がございます。

この結果、最下段の歳入合計のとおり、予算現額1千133万7千円に対しまして、調定額及び収入済額ともに、1千133万4千333円でございます。前年度に比べ、1万7千829円、0.2%の増でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明申し上げますので、7・8ページをお開きください。

ご承知のとおり、この会計は、ふるさと市町村圏振興事業を実施するための特別会計でございますので、歳出は、すべて各種の振興事業経費でございます。

具体的な、平成20年度での各種振興事業の内容につきましては、概要説明資料の22・23ページに記載しておりますので、資料の22・23ページをお開きください。

資料22ページの「平成20年度 相楽地区ふるさと市町村圏 振興事業実績報告書」でございますが、まず、平成19年度からの繰越事業で、「第2次相楽地区 ふるさと市

町村圏計画」の策定をはじめ、次に、新規事業で「市町村職員研修」の開催、23ページに移りまして、継続事業としましての、「第15期 相楽ふるさと塾」や、「第16回 相楽の文化を創るつどい」、「広域圏だより だい好き！そうらく」、「ホームページの管理運営」の各事業を、それぞれ「事業内容欄」に記載の内容でもって実施したものでございます。

これらの各種事業実施にかかります経費が、決算書に戻っていただきまして、7・8ページに記載の各科目に分かれて執行したものでございます。

この結果、最下段の歳出合計のとおり、予算現額1千133万7千円に対しまして、支出済額は627万6千450円で、55.4%の執行率、不用額は506万550円でございます。

以上が、平成20年度 特別会計決算の補足説明でございます。

なお、平成21年10月2日に、監査委員によります決算審査を行っていただきまして、別紙のとおり、決算審査意見をいただいておりますので、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第1号及び認定第2号につきましての補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で議案の説明が終了しました。

次に、決算審査について監査委員の意見を求めます。

杉浦正省監査委員

○杉浦監査委員 監査委員の杉浦でございます。監査委員を代表いたしまして、私の方から報告をさせていただきます。

既に皆様のお手元には平成20年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十分にお目通しをいただいたものと存じます。

では、審査の概要、審査の結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書を審査したものであります。

審査の対象について、高見監査委員とともに、平成21年10月2日金曜日、午前9時30分から午前11時45分まで行いました。

審査の手続きにつきましては、決算審査に当たっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼を置きま

して、毎月実施しております例月出納検査を参考にし、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施をいたしました。

次に、審査の結果ですが、審査に付されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び関係書類と照合を行いました結果、すべて適正に処理されていることが認められました。

なお、決算規模、基金の運用状況は、2ページに掲載したとおりでございます。

次に、3ページの審査意見ですが、予算額から見る執行率は、一般会計で98.1%、特別会計で55.4%、全体としては97.3%となりまして、一般会計では適正に執行されていますが、特別会計では予算総額のうち予備費の割合が42.3%であったことから、執行率は非常に低くなっております。財政運営は総体的にみて健全であり、適切であることが認められました。

今後においても、広域事務組合にあっては、構成市町村の分担金をもって運営されていることから、現状の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した中で、将来を展望した計画的な財政運営によって、地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものであります。

以下、一般会計と相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計のそれぞれ個別の意見を述べておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

決算審査の報告が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

7番佐々木議員

○佐々木議員 相楽会館に関することですが、概要説明の14ページにまた、会計管理者から減額の主な原因がところが、19年度の7月8月の区分はそういう記載はないわけですが、これが主な原因というのはどういう理解をすればよいのか。夏季補習20万8千円の件、監査委員の決算審査報告にから相楽会館のあり方についてはこの間当面貸館

(テープ反転)

1つは、決算審査報告にもあるように、予備費の率が高いということで執行率が落ちているんですね。この認定第2号の議案に関する歳入というのは、年度途中でどこからかの分担金とか使用料とかで入ってくるものではないに、年度当初から既にほぼ確定しているものですね。で、なおその予備費が約5百万円計上されて、そのまま当然執行

されないわけで、何もなかったら。この予備費は一体どう運用するのかということですね。仮に5百万円をここに書かれているように、余剰分の基金と同じように、例えば京都銀行木津支店の同じ0.35パーセントで預けると約1万8千円位の利子が出る。ところが、入ってる収入というのは、普通預金利子として入ってるのは3千6百円程度ですよね。だからこの予備費部分、もし途中解約おこったらなんだけども。まあ、例えば年度当初に定期で預けておいて、なんか起こったら取り崩すとしとけば、最悪普通預金利率でもらうということにしとけば、何もなければこれが定期預金利率で収入になるわけですね。この点のこれだけ多くのウエイトを占めている予備費の運用をどうしたのか。もう1点は、8ページの備品購入でプロジェクターとかスクリーンとかを買っておられるわけですね。買うことがどうのこうのというのではなしに、そう頻繁に使うものではないですよ。毎日毎日これを使って講習会をやっているとかいうものではないと思うんですよ。であるならば、もし、買ったのであるならば、例えば、相楽会館を使う団体が、スクリーンとプロジェクターを貸して欲しいということもおこりえますね、今そういう規定はないと思いますから、自分たちでどこから借りてくるか調達しなければならぬわけですが、これを広域事務組合の備品として相楽会館の貸出規定に位置付ければ、利用者も便利だし、なおかつ、場合によっては使用料若干でもいいからいただければ、使用料増につながると思うのですが、この備品の運用についてはどう考えるか。

○議長 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 ただ今の佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず、会館についての歳入の件でございますが、木津高校が従前から夏休み期間中に補習学習ということで、ほぼ全館、約20日間程利用されていたわけですが、今回、普通教室23、特別教室7の約30教室に空調機が整ったということで、20年度は相楽会館を使用されなくなったということであります。その費用については、9月に納入されたということでございます。

それから、予備費の件でございますが、これについては、従前は0.18パーセント、年間約120万円程度の低い金利でございましたけども、今回、南都銀行で1.25パーセントで5年間、平成23年度までいくというとなりまして、従前今までの分と通常の120万円にプラスして、年間400万円程度でふるさと塾などのソフト事業をやってきたわけですが、これについては、佐々木議員がおっしゃるような形での運用をしてきたところです。これについては、現在、平成21年度からこういったことも含めて、今ご指摘のあったことも踏まえて、平成23年度に開催されます国民文化祭の関係で、年間8百万を3年間、各市町村に交付するということでの活用をしておりますので、これについては、こういう形で既に活かしていることをご理解いただきたいと思います。それから、備品の関係は確かにおっしゃるとおりなんですけども、ふるさと塾あるいは、

文化を創るつどい、自主的に我々がお互いに情報交換を含めて今日、パソコン、パワーポイントを使っての研修をするわけですが、従前は代表理事の所属してます精華町さんあるいは木津川市さんから毎回お借りしているわけです。これが、備品を持ち出しについては、そこでするについては問題ないんですけど、よそに持っていくということについては、同じ自治体の仲間といえども、中々厳しいというか、毎回、代表理事にお伺いして、それを使う時には、その職員がここ来ると、いろんな制限もございますので、これでは、簡単に利用できないなということで、今回、平成20年度で予算化させていただいて、それを個々の相楽会館の備品として、そうした場合に使っていく。佐々木議員がおっしゃられました利用団体については、柔軟に対応をしていくことを考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 会計管理者。

ご質問の中の特別会計におけます予備費の活用部分につきまして、補足説明を申し上げます。20年度までは、一般会計と特別会計それぞれ個別に会計管理をしておりましてけれども、21年度当初より、特別会計分につきまして無通帳化、すなわち預金通帳の無い形といたしまして、一般会計と特別会計を合算して資金運用を図っております。その中におきましては、年間で予想されます余剰資金につきまして、一般会計分と併せて定期預金化を行っているということでございますので、ただ今のご質問を踏まえまして効率的に運用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 事務局

○事務局 福田でございます。佐々木議員さんのご質問の中の、相楽会館の根本的なあり方ということで監査委員さんからご意見を頂戴しているところでございます。ご承知のとおり、理事者会におきましては、この会館には、多額なお金をかけないで、貸館業務を引き続き当面の間続けていくと、こういうのが今現在の認識であります。しかしながら、来年3月には10月の臨時議会でもご承認いただきました、隣の講習室を貸室から外して事務室にして相楽消費生活センターをオープンするわけです。ですから、こういうことも監査委員さんにご説明した中で、監査委員さんは、貸館としての機能をいつまで続けていくのか、また、各市町村の共通した課題を解決するために、事務組合としてはこの会館をどうかたちで活用できるのか、そういうことも根本的に考える時期にきていることから、こういうような意見書の中にこういう表現が出てきたのではないかと考えております。そういうことから、理事者会におきましても、今後早い時期にあり方についても決定をしていく必要があると思っているところでございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終結いたします。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

採決は、1件ごとに行ないます。

まず、認定第1号、平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

この採決は、挙手によって行ないます。

原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。挙手全員であります。

○議長 よって、認定第1号、平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

この採決は、挙手によって行ないます。

原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員であります。

よって、認定第2号、平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第12号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事

○代表理事 日程第5、それでは、議案第12号を提案させていただきます。

議案第12号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和56年8月制定）等の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成21年11月24日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、8月11日に人事院勧告がなされ、10月27日に給与法改正案が閣議決定されました。

本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月

例給及び期末・勤勉手当を改定する必要があるため、職員給与条例等の一部を改正するものです。

なお、詳細については、事務局から説明をさせますのでよろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。

事務局

○事務局 それでは、事務局より、議案第12号の補足の説明を申し上げます。

本件改正は、人事院勧告に準拠した給与の改定及び勤務時間、休暇等の条例の一部改正でございます。

それでは、参考資料で説明をさせていただきます。

まず、第1条関係でございます。

人事院勧告による給与改正につきましては、人事院勧告に準拠して、給料月額を平均0.2%引き下げることとしております。この給料月額の引き下げは、初任給を中心とした若年層を除いて実施されます。次に新築又は購入後5年以内に限り支給されている住居手当、月額2,500円を廃止いたします。

また、期末勤勉手当について、6月と12月の合計で0.35月分引き下げることとしてしております。この改定によりまして、組合全体で、給料1万2千円、手当約33万円の減額となります。期末勤勉手当の削減による一人当たりの影響額といたしましては、平均約11万円程度となります。

廃止されます住居手当につきましては、現在、支給対象者はございません。

次に、第2条関係、第3条関係でございます。

本年の人事院勧告では、平成22年4月の労働基準法改正と時期を合わせて、月60時間を越える時間外勤務の取扱いについて、時間外手当の割増額を増額し、増額分の支給に代えて代休時間を指定することができる制度が設けられることから、組合条例の中にも同様の規定を行うものです。

なお、この条例の施行期日は、公布の日から施行する人事院勧告による給与改定部分、さらに平成22年4月から適用される時間外勤務の取扱いに係る部分がございます。

また、人事院勧告による給料表の引き下げに伴い、今年度給与が引き下げられる職員の4月から11月までの調整は、12月の期末勤勉手当の額を調整することとされます。

以上で補足の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第12号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は挙手によって行ないます。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数であります。

よって、議案第12号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長 日程第6、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事

○代表理事 それでは、同意第1号を提案させていただきます。

同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について

相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 住 所 | 京都府相楽郡精華町大字柘榴小字垣内75番地 |
| 2 氏 名 | 谷中 憲二 |
| 3 生年月日 | 昭和15年7月6日 |
| 4 経 歴 | 平成 7年 精華町公平委員会委員 |
| | 平成18年 精華町公平委員会委員長（現在4期目） |

平成21年11月24日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

委員の谷中憲二氏の任期が、12月26日で満了となることから、同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるもの
でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 この案件は、人事案件でもあり、質疑・討論を省略し、採決することにした

いと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、この採決は挙手によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員であります。

よって、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。

これから、各市町村議会定例会等で何かとあわただしい時期を迎えようとしております。また、寒さも日増しに厳しくなっております。

議員の皆さま及び理事者の皆さまの今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

本日は、大変ご苦勞様でした。

(午後3時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 北 猛

会 議 録 署 名 議 員 上 好 忠 次

// 佐々木 雅 彦